

1 検 査 率

事業 主体別	区 分	総 額		机 上	
		箇所数 (A)	金 額 (B)	箇所数 (C)	金 額 (D)
都道府県	被害報告	(23)	(994,308)		
		13,179	397,438,590		
	申請 (M)	(23)	(994,308)		
		13,155	335,957,392	7,583	86,552,204
	決定 (N)	(23)	(992,702)		
		13,149	326,111,025	7,580	84,929,390
	比率 (N/M)	(100.0)	(99.8)		
		100.0	97.1	100.0	98.1
市町村	被害報告				
		12,670	184,038,546		
	申請 (M)				
		12,671	150,605,300	9,340	64,165,874
	決定 (N)				
		12,661	147,224,379	9,338	63,138,641
	比率 (N/M)				
		99.9	97.8	100.0	98.4
計	被害報告	(23)	(994,308)		
		25,849	581,477,136		
	申請 (M)	(23)	(994,308)		
		25,826	486,562,692	16,923	150,718,078
	決定 (N)	(23)	(992,702)		
		25,810	473,335,404	16,918	148,068,031
	比率 (N/M)	(100.0)	(99.8)		
		99.9	97.3	100.0	98.2

- (注)
- 1、被害報告額は施行令第5条による報告額である。
 - 2、申請額及び決定額は、内未成額を控除した金額である(以下関係各表について)
 - 3、「実査」とは、査定の際、直接被害現場を調査して決定したものであり、「机上」
 - 4、上段()書きは、管理組合分で外書である。
 - 5、国による代行分を含む。

分 類 表

実 査		比 率			
箇所数 (E)	金 額 (F)	C/A	D/B	E/A	F/B
(23)	(994,308)			(100.0)	(100.0)
5,572	249,405,188	57.6	25.8	42.4	74.2
(23)	(992,702)			(100.0)	(100.0)
5,569	241,181,635	57.6	26.0	42.4	74.0
(100.0)	(99.8)				
99.9	96.7				
3,331	86,439,426	73.7	42.6	26.3	57.4
3,323	84,085,738	73.8	42.9	26.2	57.1
99.8	97.3				
(23)	(994,308)			(100.0)	(100.0)
8,903	335,844,614	65.5	31.0	34.5	69.0
(23)	(992,702)			(100.0)	(100.0)
8,892	325,267,373	65.5	31.3	34.5	68.7
(100.0)	(99.8)				
99.9	96.9				

て同じ)。なお、決定額は、国庫負担率算定の基礎となったものである。

とは、机上で資料により決定したものである。